

# 海洋基本法の概要

## 1．本法の目的

海洋が人類等の生命を維持する上で不可欠な要素であるとともに、海洋法条約等に基づく国際的協調の下、新たな海洋立国を実現することが重要であることにかんがみ、海洋に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにし、海洋基本計画の策定その他海洋に関する施策の基本となる事項を定めるとともに、総合海洋政策本部を設置することにより、海洋に関する施策を総合的かつ計画的に推進する。

## 2．海洋政策の基本理念

海洋の開発及び利用と海洋環境の保全との調和、海洋の安全の確保、科学的知見の充実、海洋産業の健全な発展、海洋の総合的管理、国際的協調

## 3．国、地方公共団体、事業者、国民の責務

## 4．海洋基本計画

政府は、海洋に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、海洋基本計画を定めなければならない。

## 5．海洋に関する国の基本的施策

海洋資源の開発及び利用の推進、海洋環境の保全、排他的経済水域等の開発等の推進、海上輸送の確保、海洋の安全の確保、海洋調査の推進、研究開発の推進、海洋産業の振興、沿岸域の総合的管理、離島の保全等、国際協力の推進、海洋に関する国民の理解増進

## 6．海洋政策担当大臣の設置

## 7．総合海洋政策本部の設置

海洋政策を集中的かつ総合的に推進するため、内閣に、総合海洋政策本部を置く。

## 8．その他

その他、海洋に関する施策を推進するため、所要の規定を整備する。

